

事務連絡  
令和6年12月3日

学校薬剤師 会員各位

一般社団法人 横浜市薬剤師会  
学校薬剤師部会  
部会長 瀬戸 卓

### 認定こども園等への学校薬剤師の紹介について

認定こども園等から横浜市薬剤師会に対し、学校薬剤師の紹介依頼があった場合には、以下のとおり紹介を行うこととします。

① 保育園が認定こども園へ移行する際に、横浜市薬剤師会へ学薬紹介依頼があった場合、市薬として学校薬剤師を紹介します。  
横浜市薬剤師会から該当区の会長に認定こども園を担当する学薬紹介依頼を行います。区で担当者のご推薦をお願い致します。市薬で依頼のあった園へ説明に伺い、ご理解を得た上で紹介を行います。(可能であれば担当する方も同席をお願いします) 園への説明資料は別紙のとおりです。

② 区や個人に認定こども園の学薬依頼があった場合  
市薬を通してのご紹介する旨をご案内いただけますようお願いいたします。園から横浜市薬剤師会へご連絡いただけましたら、園に説明に伺います。

③ 現在、個人で契約されている学薬の方  
ご本人と園側でご相談した上で、「市薬で学薬の紹介を行っているので市薬を通じての紹介に切り替えたい」と園側からご依頼いただくものと考えます。学薬の判断にお任せしますが、市薬を通しての契約に切り替えて、報酬や検査内容の充実を図ることをおすすめ致します。学薬から園側に、市薬の紹介手続きをお伝えいただき、園から市薬へ連絡を入れていただけるようお願いいたします。

認定こども園は、学校保健安全法が準用されますので、小中学校と同様の検査内容が求められます。機器の管理や研修会への参加、質疑応答、検査報告書など環境が整っておりますので、ぜひ市薬を通しての契約のご検討をお願い致します。また、市薬認定検査証明書の発行や、園のホームページ上への掲載も可能としております。園児募集時に学校薬剤師による検査で環境が整っていることをアピールできると考えます。

ご相談は横浜市薬剤師会事務局までお願い致します。

問合せ先：横浜市薬剤師会事務局 担当：竹村  
TEL (045) 761-7840